

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドへの投資に対する特例措置の創設	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>「新しい公共」の考え方に基づく地域経営活動を行う主体（※）に対して投融資を行う基金（※※）に対する投資に対し、投資者の所得税及び法人税を投資額の 10%を上限として税額控除することができる。</p> <p>（※）活動主体については、地方公共団体が認定した主体または認定を受けていないが同等と認められる主体とする。主体の認定に関する事務は、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」の一部を改正し、規定する。</p> <p>（※※）基金の認定に関する事務は、「租税特別措置法」において規定する。</p> <p>（備考 1）平成 22 年 6 月 4 日 第 8 回「新しい公共」円卓会議資料 「総理からの「税額控除の割合は寄附金の50%（所得税額の25%を上限）とする。社団、財団、学校法人、社会福祉法人等についても、認定NPO法人と同じような税額控除を導入する。平成23年1月から所得税の税額控除を適用する。」という指示の下、市民公益税制PT中間報告書に沿って、以下の施策について平成23年度税制改正における実現に向けて、税制調査会において、具体的な制度設計を進める。」</p> <p>（備考 2）平成 22 年 4 月 8 日 市民公益税制 PT 中間報告書 「現状：個人が認定NPO法人に対して寄付を行った場合、 「寄付金額（所得の40%が限度）－ 2千円」を所得から控除できる。」</p> <p>（備考 3）基金認定の例（エンジェル税制） 租税特別措置法施行規則 第 18 条の 15 第 6 項 「・・・当該組合がその株式を保有する特定中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものとして経済産業大臣の認定を受けたものとする。」</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲200 百万円 （－ 百万円）

(1) 政策目的

国土交通省の成長戦略の基本的な考え方は、財政出動に頼らない成長を実現することであり、そのため民間資金の活用が重要視されている。また政府の成長戦略においても、リスク・マネーの供給や国民金融資産を地域に活用するためのファンドスキームを構築することの必要性が言われている。

本政策は、こうした考え方から、個人の金融資産、地域の志あるお金が「新しい公共」の担い手に活用され、そのような資金が地域で循環する地域金融の仕組みを構築することで、地域活動の自律的な発展と、それによる地域の活性化を実現することを目的とする。

(2) 施策の必要性

さまざまな当事者の自発的な協働の場としての「新しい公共」を実現することは我が国にとって重要な目標であり、その実現のために国民、企業、政府がそれぞれが必要な役割を担うことが「新しい公共」円卓会議で提案されているところである。

しかし、多くのコミュニティ活動が地域の様々な主体によって支えられている米国と我が国とでは、コミュニティ活動を支える仕組みに大きな差があるのが現状である。日米の市民によるコミュニティ活動等への投資額を比較すると、アメリカの約 1.4 兆円に対して、日本の地域金融機関による NPO 等の融資は 77 億円にとどまっている。この約 180 倍もの差の要因は、日米の文化の違い等に加え、市民・社会活動に対する投資メカニズムの違いがあると考えられる。米国にはコミュニティ開発投資というリスクマネーの受け皿としてコミュニティ開発金融機関(CDFI)が存在し、個人や企業から CDFI への投資に対しては減税措置があるとともに、連邦政府からの補助金が投入されており、CDFI によるコミュニティ活動への活発な投資に繋がっている。一方、日本においては投資というリスクマネーの受け皿はほとんどなく、金融機関が預金者からあつめた預金の一部からコミュニティ活動に貸し付けが行われるものの、預金を原資とするためリスクを取ることができず、収益を上げることを目的としないコミュニティ活動への資金提供は規模が拡大しにくい。

平成 20 年 7 月に閣議決定された国土形成計画においても、国は、多様な民間主体による自発的な地域づくりに対し、自力では解決できない課題として、「地域の資金が地域に再投資される『資金の小さな循環』などによる『志』ある投資の推進を通じた資金の確保」に係る必要な支援を進めることとしているところである。

「新しい公共」円卓会議においても、「地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動を促進・支援」するべきとの提案がなされており、提案に対する政府の対応として、「地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する。」「多様な主体が地域づくりを担っていけるよう、平成 23 年度から、自発的な地域づくり活動を支援する取組の他、中間支援組織の育成支援に取り組む。」と記載されている。

また、平成 22 年 6 月 18 日閣議決定「新成長戦略」では、日本経済の成長力と政策対応の基本的考え方の中で「社会的企業・NPO 等に対する資金供給」が必要であり、「リスク・マネーの供給や NPO 等への資金供給を円滑化するため、規制・制度や税制の改革を進める」とされ、さらにそのための金融戦略として「国民金融資産を成長分野や地域に活用する」ため、「ファンドスキームの活用」などにより「官民総動員による対応を進める」としている。工程表にも、「資金の流れを変え、国民が支える公共を構築」するための施策として「地域金融を活用したファンドを通じた、「地域の志ある投資」の促進を年内を目途に検討」と記載されている。

こうした状況を踏まえ、多様な主体による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境の整備として、ファンドを活用して「地域の志あるお金」が地域に回る仕組みを構築することが必要とされている。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標：40 総合的な国土形成を推進する
		政策の達成目標	本税制特例措置により、資金の流れをつくるファンドを支援し、年間 20 億円規模のコミュニティ活動投資を呼び込み、地域の志あるお金が地域で循環する地域金融の仕組みを構築する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	コミュニティ活動への「地域の志ある資金」の流れが生まれ、地域が自律的に成長する環境が整備されること。
	政策目標の達成状況	なし	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	約 50 件／年（新たに認定される「新しい公共」ファンドの数）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>資金需要としては、当初任意団体の形で寄付や助成金を受け地域のまちづくり活動へのサポート等を行っていた団体が、事業の本格化に伴い社会的な信頼性確保と収益性確保のため株式会社を設立することになったため、約 1000 万円の資金調達が必要になった事例や、NPO 法人として地域の障害者支援を行っていた団体が、障害者だけでなく地域の主婦等の働く場の提供のため特産物生産活動を始めるため、約 2000 万円の資金調達が必要になった事例があるなど、寄付をベースとした小さな活動が地域の賛同を得て事業展開を図るにあたり資金需要が発生する事例は数多く見られる。</p> <p>このような社会的活動に資金を提供する地域金融機関も 1 割程度存在しているほか、出資対象は地域活動ではないものの、ある趣旨に賛同した篤志家が出資しあってファンドを形成する事例はすでに見られており、新しい減税の仕組み等によりさらにファンド形成に向けた動きは活発になると考えられる。</p> <p>また、投資ファンド、組合ファンド、投資会社など、法律要件に基づき、資金を集め投融資を行うことができる者であれば、一定の基準に基づく認定を経て本税制の対象とすることとしており、適用件数が僅少であったり、適用が特定の者に偏っていることは無い。</p>
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	相 当 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」分野における投資ファンド造成支援（100 百万円） ・広域中間支援組織による中間支援組織の育成支援（100 百万円）

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本特例措置の創設に加え、①広域中間支援組織を通じた、ファンド設立時の義務的経費等の支援、②広域中間支援組織を通じた、中間支援組織を育成することによる資金の借り手側に対するハンズオン支援機能の強化を実施することにより、資金面、ソフト面両面からの支援により、「借り手側」、「貸し手側」それぞれの抱える問題を解決するための環境が整備され、地域における持続的資金循環の創出と、それに伴う「新しい公共」活動の一層の促進が期待される。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、国の資金に極力依存せず、地域にある様々な資源（資金、知恵等）を「新しい公共」の考え方に基づくコミュニティ活動への動員を促すものであり、地域の経済成長とそれを支えるコミュニティづくり、その前提となる持続的資金循環を作り出すことを目的とした措置であり、適格かつ必要最小限な措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>なし</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>なし</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>なし</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>なし</p>	
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし</p>	